

高崎市指定一般・特定・障害児相談支援事業運営要領

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の規定に基づく指定一般相談支援事業、第51条の17第1項第1号の規定に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく指定障害児相談支援事業（以下「指定相談支援事業」という。）の実施にあたっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生労働省令第11号）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号）、同法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）並びに高崎市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年市規則第82号）及び高崎市児童福祉法施行細則（平成18年市規則第89号）によるほか、この要領の定めるところとする。

(運営状況の報告)

第2条 事業者は、毎年4月1日現在の事業所の管理者及び指定相談支援事業の提供に当たる者の配置状況並びに前年度の実施状況について、「運営状況報告書」（様式第1号）により毎年4月30日までに報告するものとする。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。